



三重県公報

令和6年7月4日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
495	富山県及び石川県における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定	(税務企画課)	2
	公安委告示		
17	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	(公安委員会)	2

告 示

三重県告示第 495 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、富山県及び石川県における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（令和 6 年三重県告示第 41 号）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、不動産取得税、自動車税種別割（条例第 137 条の 6 に規定する賦課期日後に納税義務が発生したものを除く。）、鉾区税及び県固定資産税を除き、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から同年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、同月 31 日とします。

令和 6 年 7 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

都道府県名	指 定 地 域
富山県	全ての市町村
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第 17 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 7 月 4 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 6 年 7 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 6 年 10 月 6 日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 6 年 7 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 6 年 10 月 6 日まで

発 行 三 重 県

 三重県津市栄町 1 丁目 891
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
